

佐賀県建設関連業務総合評価落札方式試行要領（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>第1条～第2条 略</p> <p>（対象業務）</p> <p>第3条 この要領の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、入札価格と技術評価を総合的に評価し、原則として県にとって最も有利なものと契約することが適当と判断される次の(1)から(3)号までのいずれかに該当する業務とする。ただし、技術審査会で必要と認める業務については、この限りではない。</p> <p>(1)橋長100m以上の新設橋梁  (2)延長500m以上の新設道路トンネル  (3)基礎地盤から堤頂までの高さ30m以上の治水及び利水を目的とした新設ダムの詳細設計業務(砂防及び治山を目的としたダムを除く。)</p> <p>2 前項の業務の発注にあたっては、原則として、佐賀県建設関連業務共同企業体取扱要領に基づく共同企業体であることを入札参加資格の要件とするものとする。</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>（対象業務）</p> <p>第3条 この要領の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、入札価格と技術評価を総合的に評価し、原則として県にとって最も有利なものと契約することが適当と判断される次の<u>第2項又は第3項</u>のいずれかに該当する業務とする。ただし、技術審査会で必要と認める業務については、この限りではない。</p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当する詳細設計業務とし、当該業務の発注にあたっては、原則として、佐賀県建設関連業務共同企業体取扱要領に基づく共同企業体であることを入札参加資格の要件とするものとする。</u></p> <p>(1)橋長100m以上の新設橋梁  (2)延長500m以上の新設道路トンネル  (3)基礎地盤から堤頂までの高さ30m以上の治水及び利水を目的とした新設ダム（砂防及び治山を目的としたダムを除く。）</p>

第4条 ~ 第5条 略

第6条 収支等命令者等は、前条第1項に掲げる事項について委員会に意見を聞くにあたって、事前に技術審査会(以下「審査会」という。)に諮らなければならない。

2 審査会の構成は、次のとおりとする。

名称	会員の構成	備考
本部内 審査会	本部長, 交通政策部長及び 会長があらかじめ指名する 者から5名以上とする	1 本部内に設置 2 会長は本部長

3 ~ 7 略

第7条 ~ 第11条 略

3 設計価格が1千万円以上で次の各号のいずれかに該当する設計業務とする。

(1) 道路設計

(2) 護岸設計

(3) 橋梁設計

(4) 河川樋門・樋管設計

(5) 砂防堰堤設計

(6) クリーク防災設計

第4条 ~ 第5条 略

第6条 収支等命令者等は、前条第1項に掲げる事項について委員会に意見を聞くにあたって、事前に技術審査会(以下「審査会」という。)に諮らなければならない。

2 審査会の構成は、次のとおりとする。

名称	会員の構成	備考
部内審 査会	部長及び会長があらかじめ 指名する者から5名以上と する	1 部内に設置 2 会長は部長

第3項 ~ 第7項 略

第7条 ~ 第11条 略

(落札者の決定)

第12条 落札者は、入札参加者で入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。但し、評価値は小数点以下5桁目を切捨てた値とする。

3 前2項で決定する落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、当該入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

なお、当該認定(調査等)については、「佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領」を適用する。

第13条 ~ 第16条 略

(価格以外の評価内容の確保)

第17条 第1項 ~ 第2項 略

(落札者の決定)

第12条 落札者は、入札参加者で入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。但し、評価値は小数点以下4桁目を切捨てた値とする。

3 前2項で決定する落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、当該入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

なお、第3条第2項に該当する業務については、「佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領」を適用し、同条第3項に該当する業務については、「佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理試行要領」を適用する。

第13条 ~ 第16条 略

(価格以外の評価内容の確保)

3 契約後、落札者が提出した資料等に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとする。

第17条 第1項 ~ 第2項 略

3 契約後、落札者が提出した資料等に関し、故意の虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。